

第10回 全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議・役員選任・総括

シンポジウムに引き続き、全国犯罪被害者の会総会が開かれました。岡村代表幹事の指名により、假谷幹事が議長を務め、大会決議ならびに役員選任について採決が行われ、いずれも満場一致で承認されました。総会にて承認された大会決議・役員は別記の通りです。

最後に岡村代表幹事から総括のご挨拶がありました。

第10回 全国犯罪被害者の会(あすの会)大会決議

第1決議

被害者参加及び被害者参加弁護士の制度は、犯罪被害者等の意思を十分に尊重しながら運用されることを求める。

提案理由

平成20年12月、被害者参加制度の運用が始まった。各地の犯罪被害者等から、「被害者等の思いや悔しさを直接、裁判官や裁判員、被告人に伝えることができ、本当にこの制度が作られて良かった」と喜びの声を多く聞く。

だが、その一方で、被害者をサポートすべき被害者参加弁護士が、被害者の意向を尊重することなく、「訴訟行為だから弁護士主体で訴訟を進行すべきだ」として、犯罪被害者等が傷ついた例も多く報告されている。

本来、この制度は、被害者等が自らバーの中に入り、直接、被告人や証人に質問・尋問をし、真相を明らかにし、名誉を守り、求刑したいという切実な思いで作ってきた制度である。ただ、技術的な知識を要する裁判では、専門家のサポートが必要であるとの理由で被害者参加弁護士制度が創設されたのである。

国費で被告人の弁護人を選ぶことを「選任」と呼び、同じく国費で被害者参加弁護士を選ぶことを「選定」と呼ぶのは、被告人弁護人は被告人の意思を離れて行為できる固有権を持つが、国選被害者参加弁護士は固有権がなく、参加人から委託を受けた事項に限って行為できるという、権限の相異からきているのである。

以上の制度の趣旨を理解し、被害者参加弁護士は、犯罪被害者等の意思を尊重し、よきサポーターとして行為するよう、運用されることを求めるものである。

第2決議

凶悪重大犯罪についての公訴時効の廃止と、それ以外の罪についての大額な公訴時効期間の延長を求めるとともに、過去に起きた事件についても遡って公訴時効を廃止し、また、延長されることを求める。

提案理由

加害者が一定期間逃げ延びれば、裁判にかけることができず、逃げ得を許す公訴時効の制度は、犯罪被害者等にとって許し難い制度である。犯罪被害者等、特に凶悪犯罪の被害者等は、時間が経てば経つほど、悔しさや無念さは増してゆき、絶対に犯人を捕まえて欲しいと強く願っている。犯罪被害者等が苦しい中で、懸賞金を掛け、ビラを配り、必死になって犯人探しを行うのも、絶対に犯人を逃したくない一念からである。

公訴時効制度は、犯罪被害者等だけでなく、国民の社会正義や倫理観にも著しく反するもので、国民に対する各種の世論調査においても、凶悪犯罪については公訴時効の廃止、その他の犯罪については公訴期間の大額な延長をすべきだという結果にも表れている。